



23 高障求発第 192 号
平成 24 年 3 月 28 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
理事長 小林 利 治



不要財産の国庫納付に係る認可申請について

標記について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請いたします。

一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容
現金及び預金

二 不要財産と認められる理由

当該財産は、借上事務所等の不動産賃貸借契約に基づく差入敷金のうち、平成22事業年度までに契約を解除したものの返還金であり、機構においては今後使用する見込みがないため。

三 当該不要財産の取得の日及び申請の日におけるその額

平成15年度	1, 721, 000円
平成16年度	6, 629, 804円
平成17年度	5, 554, 509円
平成18年度	2, 893, 337円
平成19年度	162, 071, 128円
平成20年度	2, 706, 761円
平成21年度	3, 019, 370円
平成22年度	12, 494, 370円
合計	197, 090, 279円

四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

労働保険特別会計雇用勘定	政府出資金	156, 492, 498円
労働保険特別会計雇用勘定	運営費交付金	40, 597, 781円
	合計	197, 090, 279円

五 現物による国庫納付の予定時期

国庫納付に係る認可通知受理後に速やかに行う

六 その他必要な事項

特になし



24 高障求発第 170 号
平成 24 年 7 月 25 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
理事長 小林 利 治



不要財産の国庫納付に係る認可申請について

標記について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 46 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり申請いたします。

一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容
現金及び預金

二 不要財産と認められる理由

当該財産は、借上事務所等の不動産賃貸借契約に基づく差入敷金のうち、平成23事業年度中に契約を解除したものの返還金であり、機構においては今後使用する見込みがないため。

三 当該不要財産の取得の日及び申請の日におけるその額

平成15年度	1, 572, 160円
平成17年度	608, 000円
平成18年度	326, 425円
平成19年度	470, 275円
平成20年度	1, 272, 985円
平成21年度	751, 383円
平成22年度	389, 910円
平成23年度	23, 581, 678円
合 計	28, 972, 816円

四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

労働保険特別会計雇用勘定	政府出資金	25, 153, 838円
労働保険特別会計雇用勘定	運営費交付金	3, 818, 978円
	合 計	28, 972, 816円

五 現物による国庫納付の予定時期

国庫納付に係る認可通知受理後に速やかに行う

六 その他必要な事項

特になし



24 高障求発第 171 号
平成 24 年 7 月 25 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
理事長 小林 利 治



不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求の催告について

標記について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 46 条の 3 第 1 項及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 147 号）第 14 条の 2 の規定に基づき、別紙のとおり認可申請いたします。

- 一 民間等出資に係る不要財産の内容
現金及び預金
- 二 不要財産と認められる理由
当該財産は、借上事務所等の不動産賃貸借契約に基づく差入敷金のうち、平成23事業年度中に契約を解除したものの返還金であり、機構においては今後使用する見込みがないため。
- 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日におけるその額
平成23年度 12,354円
- 四 当該不要財産の取得に係る出資の内容
別添1のとおり
- 五 催告の内容
別添2のとおり
- 六 その他必要な事項
特になし

(1) 現金(敷金)

① 当該財産に係る地公体出資額	12,354
-----------------	--------

② 当該財産に係る各地公体の出資額 (円)

	地方公共団体名	出資金	割合	出資額
1	北海道	3,854,741	1.7%	215
2	小樽市	989,905	0.4%	55
3	青森県	11,318,534	5.1%	631
4	花巻市	2,440,494	1.1%	136
5	大館市	5,286,110	2.4%	295
6	山形市	2,440,494	1.1%	136
7	福島県	5,445,923	2.5%	303
8	千葉県	53,379,814	24.1%	2,976
9	東京都	5,063,441	2.3%	282
10	神奈川県	9,358,437	4.2%	522
11	富山県	6,882,876	3.1%	384
12	石川県	7,803,910	3.5%	435
13	山梨県	3,762,922	1.7%	210
14	岐阜県	3,898,135	1.8%	217
15	大津市	5,314,913	2.4%	296
16	京都市	751,672	0.3%	42
17	大阪府	16,309,058	7.4%	909
18	尼崎市	6,022,485	2.7%	336
19	鳥取市	2,284,302	1.0%	127
20	島根県	68,483	0.0%	4
21	岡山県	330,003	0.1%	18
22	岡山市	354,940	0.2%	20
23	広島県	6,058,357	2.7%	338
24	広島市	692,906	0.3%	39
25	山口県	5,008,413	2.3%	279
26	周南市	351,750	0.2%	20
27	徳島県	15,373,894	6.9%	857
28	北九州市	19,788,755	8.9%	1,103
29	田川市	398,631	0.2%	22
30	福岡市	595,536	0.3%	33
31	久留米市	281,238	0.1%	16
32	大牟田市	143,283	0.1%	8
33	宮崎県	7,077,812	3.2%	395
34	鹿児島県	12,474,465	5.6%	695
	合計	221,606,632	100%	12,354

(1) 現金(敷金)

① 当該財産に係る地公体への払戻見込額	12,354
---------------------	--------

② 当該財産に係る各地公体への払戻見込額 (円)

	地方公共団体名	出資金	割合	払戻見込額
1	北海道	3,854,741	1.7%	215
2	小樽市	989,905	0.4%	55
3	青森県	11,318,534	5.1%	631
4	花巻市	2,440,494	1.1%	136
5	大館市	5,286,110	2.4%	295
6	山形市	2,440,494	1.1%	136
7	福島県	5,445,923	2.5%	303
8	千葉県	53,379,814	24.1%	2,976
9	東京都	5,063,441	2.3%	282
10	神奈川県	9,358,437	4.2%	522
11	富山県	6,882,876	3.1%	384
12	石川県	7,803,910	3.5%	435
13	山梨県	3,762,922	1.7%	210
14	岐阜県	3,898,135	1.8%	217
15	大津市	5,314,913	2.4%	296
16	京都市	751,672	0.3%	42
17	大阪府	16,309,058	7.4%	909
18	尼崎市	6,022,485	2.7%	336
19	鳥取市	2,284,302	1.0%	127
20	島根県	68,483	0.0%	4
21	岡山県	330,003	0.1%	18
22	岡山市	354,940	0.2%	20
23	広島県	6,058,357	2.7%	338
24	広島市	692,906	0.3%	39
25	山口県	5,008,413	2.3%	279
26	周南市	351,750	0.2%	20
27	徳島県	15,373,894	6.9%	857
28	北九州市	19,788,755	8.9%	1,103
29	田川市	398,631	0.2%	22
30	福岡市	595,536	0.3%	33
31	久留米市	281,238	0.1%	16
32	大牟田市	143,283	0.1%	8
33	宮崎県	7,077,812	3.2%	395
34	鹿児島県	12,474,465	5.6%	695
	合計	221,606,632	100%	12,354